

令和 7 年 4 月 13 日

第 33 回日本小児泌尿器科学会総会・学術集会（令和 6 年開催）の演題応募における 倫理的配慮と手続きの審査に関する報告書

日本小児泌尿器科学会 倫理・COI 委員会

委員長：世川 修

副委員長：佐藤裕之

委員：吉野 薫、池田裕一

令和 6 年開催の第 33 回日本小児泌尿器科学会総会・学術集会の演題応募における倫理的配慮と手続きの審査の詳細につき、下記の通り報告する。

記

1 審査まで

国内から 246 演題（学会賞応募演題 42 題、ミドルエイジ・コンテスト 12 題、一般演題 136 題、講演・指定演題 56 題）の演題応募があった。

2 審査方法

学会賞応募演題に関しては、第 33 回学術集会会長と倫理・COI 委員会委員長の 2 名が、『日本泌尿器科学会学術集会への演題応募時の倫理審査の確認について』に準じて、応募演題を 7 つのカテゴリー（I-A, I-B, II, III, IV-A, IV-B, V）に分けて審査を行った。学会賞応募演題以外の演題に関しては、第 33 回学術集会会長が単独で審査を行った。

3 審査結果

学会賞応募演題に関しては、最終的に 42 演題中、4 演題（9.5%）のカテゴリー分類に問題があると判断された。4 演題の内訳は、IV-B を応募者が V として申請した演題が 1 題、V を応募者が IV-B として申請した演題が 1 題、IV-B を応募者が I-B として申請した演題が 1 題、IV-B を応募者が IV-A として申請した演題が 1 題であった。学会賞応募演題の中で、抄録内容の査読・投票時には倫理手続き・承認予定日・倫理審査番号に記載がなく、第 33 回学術集会会長と倫理・COI 委員会委員長が『IV-B を応募者が V として申請した演題』と判断したものの、その後に応募者が IV-B に修正・変更していたにもかかわらず、第 33 回学術集会会長がそのまま問題ありとして倫理・COI 委員会に報告していた演題が 1 題存在した。尚、この演題は査読・投票により一般演題に回っている。

学会賞応募演題以外の 204 演題に関しては、4 演題（2.0%）のカテゴリー分類に問題があると判断された。4 演題すべてが IV-B を応募者が V として申請した演題であった。

演題応募者の施設に倫理委員会が存在しないなどで、倫理審査が不可能であるとの申し出は認めなかった。

カテゴリー分類に不備があった8演題に関しては、第33回学術集会が倫理手続きの試行期間であったため、応募者への会期前のフィードバックは行わず、そのまま8演題ともに受理・採択とした。会期終了後、令和7年1月13日に、倫理・COI委員会委員長と第33回学術集会会長の連名で、メールにて8名全員にフィードバックを行った。

4 考察

上記結果の中で、各施設での倫理審査の必要性に誤りがある演題は、IV-Bを応募者がVとして申請した5演題であり、カテゴリー分類に誤りがあり、研究倫理に必要な手続きがなされていないと考えられた。これらの演題が採択されるためには、各施設での倫理審査を改めて行う必要があり、これらに対する対応（採択しない / 一定期間中に倫理審査が終了し再提出した場合のみ採択する、など）を決め、倫理審査の本格的な運用が開始となる令和7年の第34回総会・学術集会前に、会員に周知する必要がある。

また、一般演題のカテゴリー分類の審査を会長のみで行うことは、カテゴリー分類を誤り、必要な倫理審査を行っていない演題を採択するなどの問題が生じる可能性があり、学会賞演題および一般演題のカテゴリー分類審査の体制を検討する必要がある。

5 検討・確認事項

上記考察に対する検討を、第105回理事会（令和5年11月19日開催）、第106回理事会（令和6年3月20日開催）、第107回理事会（令和6年6月17日開催）、第108回理事会（令和6年7月10日開催）、第109回理事会（令和6年12月22日開催）で審議を重ね、第34回学術集会の演題応募における倫理的手続き（カテゴリー分類）についての倫理審査の本格的な運用に際し、以下の事項を議決した。

1. 学会賞応募演題の倫理手続き（カテゴリー分類）審査は、抄録内容の審査と同時に、理事全員で行う。
2. 一般演題の一次審査は、現在の倫理・COI委員会のメンバー4名に、評議員から新たに選出した8名を加えた倫理・COI委員会12名で行う。
3. 評議員8名の比率は、泌尿器科4名、小児外科3名、小児科1名とし、理事長が任命する。
4. 倫理・COI委員会12名を2名1組の6グループに分け、1演題に対して2名の査読者が1次審査を行うことを原則とし、1グループあたり30～40演題の倫理手続き（カテゴリー分類）に対する審査を約14日間で終わらせる。
5. この際、自施設の演題は審査しないことを原則とする。
6. 査読者2名のいずれか、もしくは両者が疑義ありと判断した演題に関しては、会長と倫理・COI委員会委員長の2名で2次審査を行う。
7. 2次審査の結果、カテゴリー分類の変更および各施設での倫理審査が必要な演題に関しては、応募者にフィードバックした上で、期限までの修正・再提出を依頼する。
8. 倫理審査承認または倫理審査中の演題であっても、カテゴリー分類が間違っている場合には、期限までの修正・再提出の依頼を行なう。
9. 期限までにカテゴリー分類の修正および倫理審査の承認がなされなかった場合においては、演題は不採択となる。

10. 期限時に倫理審査中の演題に関する採択の可否は、会長に一任する。

以上